

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 1月 16日	
(あて先) さいたま市長	
提出者	
住 所 さいたま市見沼区春岡1丁目1-10	
氏 名 日本道路(埼玉中央営業所 所長 色川裕士 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 048-688-3461	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本道路株式会社
事業場の所在地	さいたま市見沼区春岡1丁目1-10
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 372,554万円
③ 従業員数	26人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
当社「建設副産物適正処理管理規則」に基づく管理組織図 別紙の通り ・産業廃棄物処理責任者（埼玉中央営業所）安全環境課長			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 該当なし			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 該当なし			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

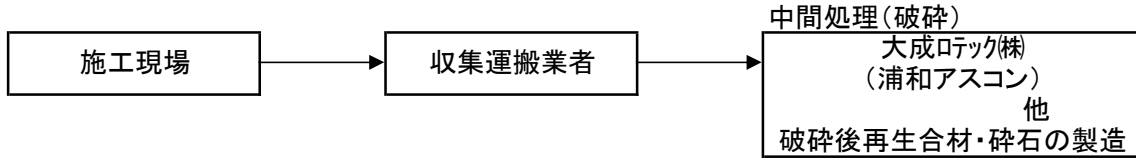
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 当事業所において現に行っている事業に関する事項

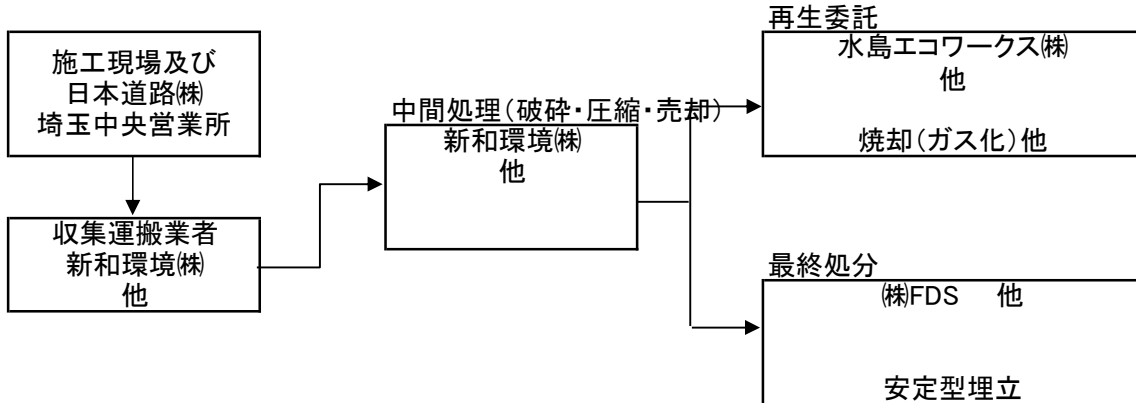
## ④産業廃棄物の一連の処理工程(主な場合)

・現場単位でその都度適正な業者と契約

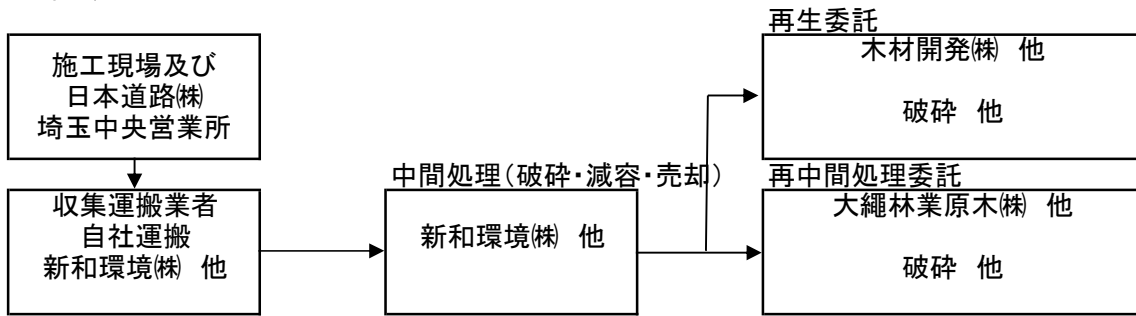
※がれき類



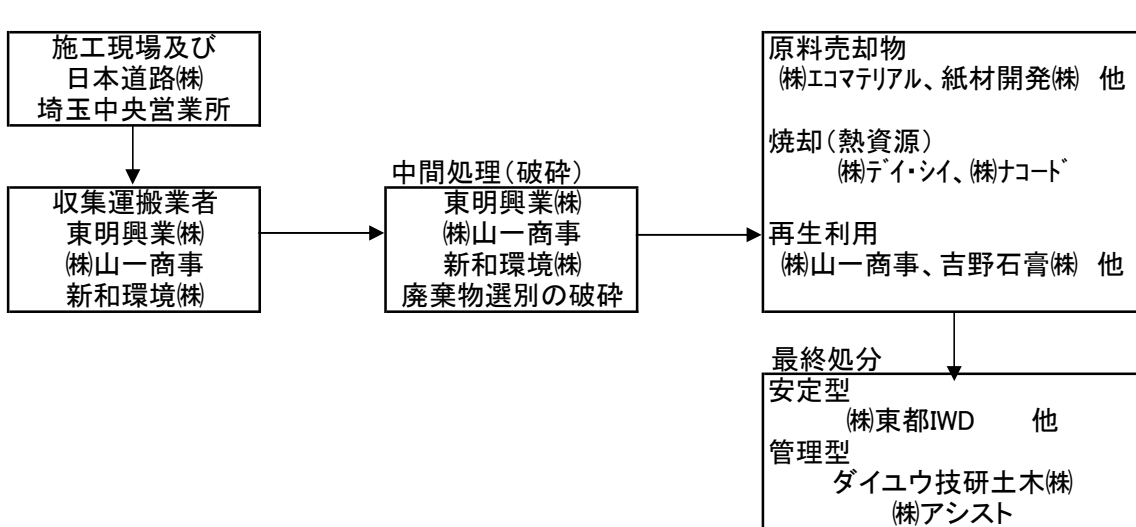
※廃プラスチック類



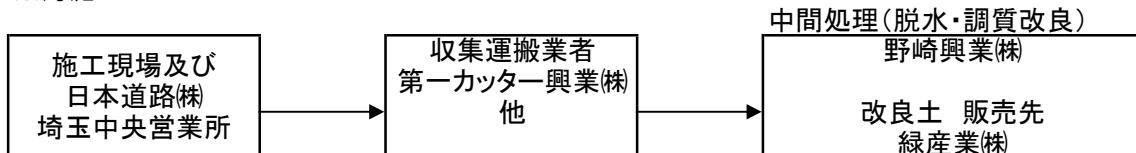
※木くず



※建設混合廃棄物

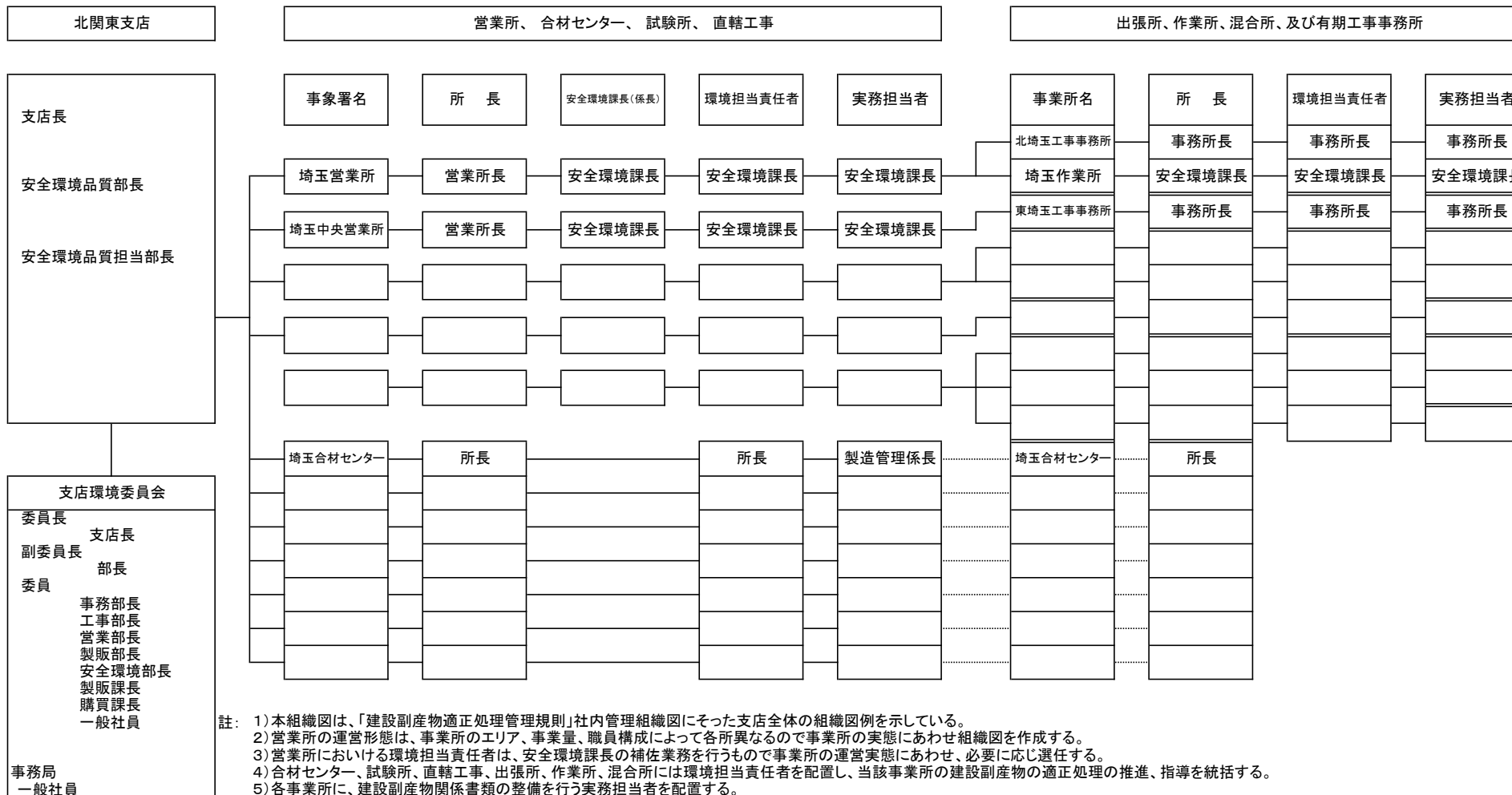


※汚泥



## 2024年度 建設副産物適正処理管理組織図

作成2024年 4月 1日



- 註: 1)本組織図は、「建設副産物適正処理管理規則」社内管理組織図にそった支店全体の組織図例を示している。  
 2)営業所の運営形態は、事業所のエリア、事業量、職員構成によって各所異なるので事業所の実態にあわせ組織図を作成する。  
 3)営業所における環境担当責任者は、安全環境課長の補佐業務を行うもので事業所の運営実態にあわせ、必要に応じ選任する。  
 4)合材センター、試験所、直轄工事、出張所、作業所、混合所には環境担当責任者を配置し、当該事業所の建設副産物の適正処理の推進、指導を統括する。  
 5)各事業所に、建設副産物関係書類の整備を行う実務担当者を配置する。  
 6)アスコンがら、コンクリがら等を破砕再生する処理施設は、平成13年2月より「産業廃棄物処理施設」として扱われるようになり、「産業廃棄物処理責任者」、「技術管理者」の配置義務がある。



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	繊維くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	紙くず	その他
	排出量	5,624t	51.2t	130t	20t	0 t	0 t	3.9t	10.2t	13t	0t
	(これまでに実施した取り組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。</li> <li>発注者及び社内での施工計画段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。</li> <li>産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員への教育の実施。</li> <li>現場から発生する一般廃棄物(弁当がら等)とは区分して管理処分する。</li> <li>既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。</li> </ul>										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	繊維くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	紙くず	その他
	排出量	5,000t	30t	100t	10t	0 t	0 t	2t	5t	10t	0t
	(今後実施する予定の取組現状の取組を引き続き実施し、周知徹底に努める。) <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。</li> <li>発注者及び社内での施工計画段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。</li> <li>建設混合廃棄物の減量のため、産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員への教育の継続実施。</li> <li>現場から発生する一般廃棄物(弁当がら等)とは区分して管理処分する。</li> <li>既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。</li> </ul>										
産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき類、木くず、廃プラ類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類。これ以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。</li> <li>分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。 ・廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。</li> <li>がれき類以外は各々の専用の回収箱を設置し分別表示板を取り付 ・社員、作業員への分別回収のための教育の実施。</li> </ul>										
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み) <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき類、木くず、廃プラ類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類。これ以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。</li> <li>分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。 ・廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。</li> <li>がれき類以外は各々の専用の回収箱を設置し分別表示板を取り付 ・社員、作業員への分別回収のための教育の実施。</li> </ul>										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	394t						
	(これまでに実施した取り組み)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	300t						
	(今後実施する予定の取り組み)							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 該当なし							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取り組み)								
②計画	【目標】 該当なし							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取り組み)								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 該当なし										
	産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量										
(これまでに実施した取り組み)											
②計画	【目標】 該当なし										
	産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量										
(今後実施する予定の取り組み)											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	繊維くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	紙くず	その他
	全処理委託量	5,231t	51.2t	130t	20t	0t	0t	3.9t	10.2t	13t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	157t	51.2t	130t	20t	0t	0t	3.9t	10.2t	13t	0t
	再生利用業者への処理委託量	5,231t	51.2t	130t	20t	0t	0t	0t	10.2t	13t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取り組み)										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の委託処理に当たっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管に当たっては保管基準を遵守する。</li> <li>・がれき類は100%再生利用されている。</li> </ul>											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【 目 標 】											
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	繊維くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	建設汚泥	建設混合廃棄物	紙くず	その他	
全処理委託量	4,500t	40t	100t	10t	0t	0t	2t	5t	10t	0t	
優良認定処理業者への処理委託量	100t	40t	100t	10t	0t	0t	2t	5t	10t	0t	
再生利用業者への処理委託量	4,500t	40t	100t	10t	0t	0t	0t	5t	10t	0t	
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
(今後実施する予定の取り組み) ・廃棄物の委託処理に当たっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管に当たっては保管基準を遵守する。 ・がれき類は引き続き100%再生利用となるようにしていく。 ・再生利用率の多い中間処理業者を優先して委託する。											
②計画											
※事務処理欄											